

Go To Eat SHIZUOKA

みんなで
シズオカを
楽しもう!



POINT
01

加盟店登録料・
換金手数料
すべて無料

POINT
02

Webで簡単登録

POINT
03

ポスター・ステッカー
など加盟宣伝物
ご提供

静岡県でがんばる飲食店と
食材を提供する農林漁業者を応援します!

静岡県商工会 Go To Eat キャンペーン
加盟飲食店募集!

加盟飲食店募集期間 / 2020年10月1日(木) ~

エントリーはWEBサイトから  ENTRY

<https://gotoeat-shizuoka.com/entry>



加盟飲食店登録資格 ※事務局にて登録審査を行います。

以下の条件を満たす静岡県内の飲食店

- ・日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていないこと。
- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)に基づき、新型コロナウイルス感染症予防に取り組んでいること。

加盟飲食店登録申請方法

- ① 「静岡県商工会Go To Eat キャンペーン参加飲食店同意書」をご確認ください。
- ② 「加盟飲食店登録内容」を入力ください。

登録期間/2020年10月1日(木)～

※別紙、「加盟飲食店登録申請について」またはWEBサイトをご覧ください。 <https://gotoeat-shizuoka.com/entry>



加盟飲食店登録申請から清算までの流れ

- ① 加盟飲食店登録申請
- ② 加盟飲食店 マニュアル・スターキットの到着 ※順次到着となります

スターキット内容	1 食事券取扱マニュアル 1部	2 換金依頼書5枚
	3 利用促進ステッカー 1枚	4 利用促進ポスター 1枚
	5 宅急便コンパクトBOX5箱	6 宅急便着払伝票 5枚

- ③ ポスター掲示等の事前準備
- ④ 食事券取り扱い開始/2020年10月26日(月)～
- ⑤ 換金センターへ必要書類を送付 ※詳しくは「食事券取扱マニュアル」をご覧ください。
- ⑥ 事務局より登録口座へ振り込み

静岡県商工会Go To Eatキャンペーン食事券の概要

静岡県内の加盟飲食店で利用できるプレミアム付食事券(購入額の25%分を上乗せ)を発行します。
1セットで12,500円分の食事券を10,000円で販売します。

- ◎食事券内訳/1,000円券×10枚+500円券×5枚
- ◎販売期間/2020年10月26日(月)～2021年1月31日(日) ※商工会は土・日・祝日および年末年始の閉館日を除く
- ◎利用期間/2020年10月26日(月)～2021年3月31日(水)
- ◎販売場所/静岡県内35商工会 ローソン、ミニストップWEBおよび店舗
- ◎購入制限/購入回数や利用回数に制限はありませんが、
1回の購入はお1人当たり20,000円(食事券25,000円分)(2セットまで)が上限となります。
- ◎対象エリア/静岡県全域
- ◎その他/おつりはできません。

- ① 裏面「参加飲食店同意書」をご確認ください。
- ② 下記「加盟飲食店登録内容」をご入力またはご記入ください。



エントリーはWEBサイトから ENTRY

<https://gotoeat-shizuoka.com/entry>



▼ FAXでエントリーの方はこちらにご記入ください。 ▼

誓約事項、左側の にチェック(✓)を入れてください。

- 【必須】私は裏面内容を宣言の上、「静岡県商工会 Go To Eatキャンペーン」に参加いたします。
- 【任意】私は、別実施事業体の「ふじのくに静岡県Go To Eatキャンペーン」への飲食店登録も同時に申請するとともに、下記に記載する「申請者・振込先金融機関・登録店舗」の情報提供を許可します。
※同時に申請を希望される場合は事前に「ふじのくに静岡県Go To Eatキャンペーン」事業内容をご確認ください。

法人名または
個人事業主名： _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
代 表 者： _____ 印

※必須事項です。

申請者	法人名 または 個人事業主名 ※	フリガナ	申込み 担当者 お名前 ※	フリガナ
	住所※	〒		
	日中の連絡先※	TEL	FAX	
	メールアドレス※			

振込先金融機関	金融機関名 (カタカナ)※		支店名 (カタカナ)※	
	指定 預金口座 ※正確にご記入ください。	カタカナ 口座名義 (漢字) ※法人の方は会社名、個人事業主の方は代表者氏名と口座名義人を必ず統一してください。	預金 科目 ※	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
			口座 番号 ※	

登録店舗	店名(社名)※	フリガナ		
	住所(所在地)※	〒	店舗面積※ <input type="checkbox"/> 100㎡以下 <input type="checkbox"/> 101㎡~999㎡ <input type="checkbox"/> 1000㎡以上	
	TEL※		ホームページ アドレス	
	飲食の カテゴリー※	<input type="checkbox"/> 和食 <input type="checkbox"/> 洋食 <input type="checkbox"/> 中華 <input type="checkbox"/> カフェ <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	定休日	営業時間
	フリースペース (お店の宣伝)※			

【個人情報の取扱いについて】申込の際に提出された個人情報について、専用ホームページへの掲載、お客様との連絡のために利用させていただくほか、提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

営業形態

- 当店は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

行政への協力

- 当店は、Go To Eatキャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 当店は、Go To Eatキャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- 登録の際に提供した情報及びGo To Eatの対象店舗となった場合はその旨をGo Toトラベル事務局に提供することに同意します。

ガイドラインに基づく取組等

- 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
 - 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
 - ・ 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - ・ 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施(窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等)。
 - ・ 他グループの客同士ができるだけ2m(最低1m)以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション(アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。)で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
 - ・ 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
 - 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
 - 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
 - ・ 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - ・ できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - ・ 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - ・ デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - ・ 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - ・ 食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - ・ 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること。
 - ・ 食事中以外はマスクを着用すること。
 - ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を利用すること。
- ※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

参加登録の取消

- 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は静岡県商工会Go To Eatキャンペーン事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、静岡県商工会Go To Eatキャンペーン事務局により参加登録が取り消されることに同意します。